

米国産牛肉の混載事例について

1. 10月9日、輸入業者から港区保健所に対して、9月16日に輸入した米国産牛肉732箱に、米国農務省発行の衛生証明書に記載のないもの（ショートロイン（骨付き））が1箱（約16Kg）混載されていたとの連絡がなされた旨、東京検疫所を通じて厚生労働省に連絡がありました。

（注）貨物の概要

- ①出荷施設：タイソンフレッシュミート社
レキシントン工場（ネブラスカ州）
- ②輸入者：ティーエムシー株式会社（東京都港区）
- ③品 目：冷蔵牛肉
- ④数 重 量：732箱（約15トン）

注）当該品については、20か月齢以下の牛由来であることが報告されている。

2. 港区保健所が当該貨物を検査したところ、米国農務省発行の衛生証明書に記載がない、輸入条件違反であるせき柱（特定危険部位）を含む牛肉が1箱（約16Kg）含まれていることを確認しました。
3. このため、同日、関係自治体に対して、当該貨物に同種の事例がないか、更に出荷先等について調査を依頼するとともに、当該出荷施設から出荷された貨物について、輸入手続を停止し、さらに、在京米国大使館を通じ、米国農務省に対し直ちに詳細な調査を要請しました。
4. 厚生労働省及び農林水産省では、今後の対応について直ちに検討することとしています。